

建設工事における低入札価格調査制度等の見直しについて（概要）

1 目的

建設工事における、低入札調査基準価格、最低制限価格及び失格判断基準の計算式を改正し、ダンピング受注の防止を更に強化するとともに、市発注工事の品質の確保を図ります。

2 改正事項

- ・低入札価格調査制度における**調査基準価格**、最低制限価格制度における**最低制限価格**の計算式につき、**一般管理費**の算出率を10分の5.5から**10分の6.8**に引き上げます。
- ・低入札価格調査制度における失格判断基準の計算式につき、**一般管理費**の算出率を10分の2から**10分の4**に引き上げます。

※1 低入札価格調査制度は、予定価格 5,000 万円以上、最低制限価格制度は、予定価格 130 万円以上 5,000 万円未満の建設工事に適用

3 改正要綱等

- ・岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱
- ・岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領

4 適用

- ・**令和4年8月1日**以降に入札公告又は指名通知をする案件から適用

【改正前】調査基準価格、最低制限価格

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 55% 	合計 × 1.1
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% ・一般管理費 × 55% 	
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 90.7% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 90.7% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 55% 	合計 × 1.1

【改正後】調査基準価格、最低制限価格

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% ・一般管理費 × 68% 	
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 90.7% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 90.7% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1



【改正前】失格判断基準

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 20% 	合計
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% × 0.8 ・一般管理費 × 20% 	
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 82% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 82% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 20% 	合計

【改正後】失格判断基準

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% × 0.8 ・一般管理費 × 40% 	
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 82% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 82% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計



※2 土木系5工事等とは、土木系5工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く）、舗装工事、塗装工事及び造園工事）に、鋼構造物工事、土木経費で積算する電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事を加えた工事を指す。